

第 6 表

- 過去5年度間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合(イ)、又は容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)、その理由を記入します。
- (ロ)の理由が(イ)と同じ場合には「(イ)と同じ」と記入してもよいものとします。

第 6 表 過去5年度間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合(イ)、又は容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)、その理由

(イ)の理由
・(過去5年間で容器包装の使用原単位が改善できなかった理由について)
容器使用量の少ないまとめ売りから、容器使用量の多いパック販売に変更したため。
(ロ)の理由
・(バイオマスプラスチック製買物袋の原単位が改善できなかった理由について)
バイオマスプラスチックに切り替えたため。

第 7 表

- 選択項目がある欄については、該当するものにV 印又は■印を付し、それぞれの具体的内容及びその効果を記入します。
- フランチャイズチェーンの事業を行う者のように、当該事業に加盟する者の容器包装を用いた量を把握し、加盟する者と連携して取組を行っている場合にあっては、各表に記入するほか、「関係者との連携」の欄に、当該事業全体における容器包装を用いた量の合計並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を記入します。

第 7 表 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組

対象項目	具体的内容	
目標の設定	(具体的内容)	「2026年度までに容器包装の使用量を原単位ベースで20%削減する(2021年度比)」という目標を立て、公表した。
	判断基準の各条に基づき実施した取組について、具体的に記入。判断基準のいずれの条にも基づいてはいないが、容器包装の使用の合理化のために実施した取組については第8表に記入。	
容器包装の使用の合理化	消費者によるプラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進すること	☒ プラスチック製の買物袋の有償による提供 (具体的内容) 消費者へプラスチック製の買物袋を有償で提供している。
	消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること	☐ 容器包装(プラスチック製の買物袋を除く。)の有償による提供 ☒ 景品等の提供 ☐ 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 ☐ 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 ☐ その他 (具体的内容) マイバッグ、マイバスケット等を持参のお客様へポイントを提供し、10ポイントで1円の割引サービスを付与した。
	自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること	☐ 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 ☐ 適切な寸法の容器包装の使用 ☐ 商品の量り売り ☐ 簡易包装化の推進 ☒ その他 (具体的内容) 宅配サービスに用いる段ボール箱について、商品ごとに必要性を見直し、可能な商品に関しては箱の構造の簡素化を行った。

第 7 表

情報の提供	☒ 店頭における掲示 ☐ 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 ☐ 容器包装への表示 ☐ その他 (具体的内容) 店頭において、レジ袋有料化実施中のポスターを掲示した。
体制の整備等	(具体的内容) ・資材調達部から「レジ袋削減担当者」を選出し、店舗において年間2回の講習会を行った。
安全性等の配慮	(具体的内容) 段ボール箱の簡素化に当たっては、郵送中の衝撃等により中身商品に破損等のおそれがないよう、サンプルテストを行った。
容器包装の使用の 合理化の実施状況 等の把握	(具体的内容) レジ袋の削減状況については、四半期毎に結果をまとめ社内会議で報告、次期の容器包装使用合理化のための取組を検討する材料とした。
関係者との連携	(具体的内容) 消費者団体と連携し、プラスチックごみ削減に係る消費者への意識調査を実施し、より一層の容器包装廃棄物の排出抑制への取組みの検討に役立てた。

例えば、行政や協会等団体や
他事業者などの外部機関との連携

第 8 表

●その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組について記入します。

第 8 表 その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

措 置 の 概 要
—

容器包装多量利用事業者が義務を怠ると
罰則規定が適用されます。

- ・容器包装多量利用事業者による容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認められる場合、国による「勧告」、「公表」、「命令」を経て「罰則」(50万円以下の罰金)が適用されます。
- ・容器包装多量利用事業者が、以下のいずれかに該当する場合、20万円以下の罰金が科せられます。

- ① 定期報告書を提出しなかったり、虚偽の報告をした場合
- ② 帳簿の記載をしなかったり、虚偽の記載をしたり、帳簿を保存しない場合
- ③ 主務大臣から業務の報告を求められたときに、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- ④ 主務大臣から立入検査を求められたときに、これを拒んだり妨げたりした場合

帳簿の記載例（容器包装多量利用事業者用）

●容器包装多量利用事業者には、帳簿を記載し、保存する義務もあります。

容器包装リサイクル法 帳簿記載例（容器包装多量利用事業者用） 作成年月日： 年 月 日

事業者情報

事業者名	
事業者の代表者の氏名	
事業者の所在地	
業種 (該当する業種に全て印を付ける)	☐ 各種商品小売業 ☐ 織物・衣服・身の回り品小売業 ☐ 飲食料品小売業 ☐ 自動車部分品・附属品小売業 ☐ 家具・じゅう器・機械器具小売業 ☐ 医薬品・化粧品小売業 ☐ 書籍・文房具小売業 ☐ スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 ☐ たばこ・喫煙具専門小売業
当該事業者が営む当該業種に属する事業に加盟する者の有無	
作成責任者名	

容器包装を用いた量

素材区分	重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装	①
うち、プラスチック製の買物袋	①
うち、厚手のプラスチック製の買物袋	①
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	①
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	①
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)	①
うち、紙製の袋	①
主として段ボール製の容器包装	①
その他の容器包装	①
合計	
対前年度比(%)	

当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(いずれかに記入)

	年度	対前年度比(%)
売上高[円]	②	
店舗面積[m2]	②	
その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値 []	②	

容器包装の使用原単位(①を②で除して得た値)

素材区分	年度	対前年度比(%)
主としてプラスチック製の容器包装		
うち、プラスチック製の買物袋		
うち、厚手のプラスチック製の買物袋		
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋		
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋		
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)		
うち、紙製の袋		
主として段ボール製の容器包装		
その他の容器包装		

素材毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明、及び容器包装の使用原単位の設定方法を変更した理由

過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況

		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
主として プラスチック製の容 器包装	原単位						
	対前年度比 (%)		A	B	C	D	
うち、プラスチック 製の買物袋	原単位						
	対前年度比 (%)		A	B	C	D	
うち、厚手のプラ スチック製の買物 袋	原単位						
	対前年度比 (%)		A	B	C	D	
うち、海洋生分解 性プラスチック製 の買物袋	原単位						
	対前年度比 (%)		A	B	C	D	
うち、バイオマス プラスチック製の 買物袋	原単位						
	対前年度比 (%)		A	B	C	D	
主として紙製の容器 包装	原単位						
	対前年度比 (%)		A	B	C	D	
うち、紙製の袋	原単位						
	対前年度比 (%)		A	B	C	D	
主として 段ボール製の容器包 装	原単位						
	対前年度比 (%)		A	B	C	D	
その他の 容器包装	原単位						
	対前年度比 (%)		A	B	C	D	

過去5年度間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合の理由

容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合の理由

判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組（※効果も記載）

対象項目	具体的内容	
目標の設定		
容器包装の使用の合理化	消費者によるプラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進すること	☐ プラスチック製の買物袋の有償による提供
	消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること	☐ 容器包装(プラスチック製の買物袋を除く。)の有償による提供 ☐ 景品等の提供 ☐ 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 ☐ 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 ☐ その他
	自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること	☐ 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 ☐ 適切な寸法の容器包装の使用 ☐ 商品の量り売り ☐ 簡易包装化の推進 ☐ その他
情報の提供	☐ 店頭における掲示 ☐ 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 ☐ 容器包装への表示 ☐ その他	
体制の整備等		
安全性等の配慮		
容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握		
関係者との連携		

その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況 その他容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況に関する事項

参 考 情 報

◆ 容器包装リサイクル法の紹介及び当マニュアル・定期報告様式のダウンロード

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/your_haisyutuyokusei.html

経産省 容器包装 定期報告

検 索

▼お問い合わせ先

経済産業省	住所	TEL
●北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1	011-709-1754(直通)
●東北経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4930(直通)
●関東経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0291(直通)
●中部経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2768(直通)
●近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6018(直通)
●中国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5676(直通)
●四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	〒760-8512 高松市サンポート3-33	087-811-8532(直通)
●九州経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5472(直通)
●内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1757(直通)
●経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-4978(直通)
指定法人	住所	TEL
(公財)日本容器包装リサイクル協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階	コールセンター 03-5251-4870 ●ホームページ http://www.jcpra.or.jp/

経 済 産 業 省